別　紙

改正後	現行
厚生省発医第１３７号 昭和５４年７月２７日 最終改正厚生労働省発医政０９２６第５号 令和５年９月２６日 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 １～２（略） （交付の対象） ３　この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第５条第１項に基づく実施方針を定めて実施する同法第２条第４項に定める選定事業について、同法第２条第５項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（(８)、(９)、(10)、(11)、(12)、（15）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２０条第１項第１号及び離島振興法(昭和２８年法律第７２号)第１０条第１項第１号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 （１）～（１０）（略）	厚生省発医第１３７号 昭和５４年７月２７日 最終改正厚生労働省発医政０８３１第６号 令和４年８月３１日 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 １～２（略） （交付の対象） ３　この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第５条第１項に基づく実施方針を定めて実施する同法第２条第４項に定める選定事業について、同法第２条第５項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（(８)、(９)、(10)、(11)、(12)、（15）、過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）第１６条第１項第１号及び離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第１０条第１項第１号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 （１）～（１０）（略）

別　紙

改正後	現行
（11）死亡時画像診断システム等施設整備事業 平成２７年４月９日医政発０４０９第２３号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業 イ　次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業 （ア）市町村等（イ）その他厚生労働大臣が適当と認める者	（11）死亡時画像診断システム等施設整備事業 平成２２年３月３１日医政発０３３１第１７号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業 イ　次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業 （ア）市町村等（イ）その他厚生労働大臣が適当と認める者
（12）（略）	（12）（略）
（13）南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 平成２７年４月９日医政発０４０９第２６号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 イ　次に掲げる者が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業に対して都道府県が補助する事業	（13）南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 平成２７年４月９日医政発０４０９第２６号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 イ　次に掲げる者が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業に対して都道府県が補助する事業

別　紙

改正後	現行
（ア）市町村等（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会 （エ）全国厚生農業協同組合連合会（オ）社会福祉法人北海道社会事業協会 （カ）その他厚生労働大臣が適当と認める者	（ア）市町村等（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会 （エ）全国厚生農業協同組合連合会（オ）社会福祉法人北海道社会事業協会 （カ）その他厚生労働大臣が適当と認める者
(14)（略）	(14)（略）
（15）医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 平成２１年３月３０日医政発第０３３０００７号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」の別添「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 イ　病院の開設者が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業	（15）医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 平成２１年３月３０日医政発第０３３００７号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」の別添「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 イ　病院の開設者が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業
４～５（１）３（1）～（12）（略） （13）ア　都道府県が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 ５（１）３（15）～５（４）３（12）（略） （13）イ　都道府県が補助する南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	４～５（１）３（1）～（12）（略） （13）ア　都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 ５（１）３（15）～５（４）３（12）（略） （13）イ　都道府県が補助する南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

別　紙

改正後

５（４）３（14）、(15)（略）

１ 区分	２ 基 準 額	３ 対 象 経 費	４ 補 助 率	５ 下 限 額
へき地診療所施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
	へリポート１か所当たり 85,559 千円	（略）		（略）
過疎地域等診療所施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
へき地保健指導所施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
研修医のための研修施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
臨床研修病院施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）

現行

５（４）３（14）、(15)（略）

１ 区分	２ 基 準 額	３ 対 象 経 費	４ 補 助 率	５ 下 限 額
へき地診療所施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
	へリポート１か所当たり 79,442 千円	（略）		（略）
過疎地域等診療所施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
へき地保健指導所施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
研修医のための研修施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
臨床研修病院施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）

別　紙

改正後					現行				
へき地医療拠点病院施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）	へき地医療拠点病院施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）	医師臨床研修病院研修医環境整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に326千円を乗じた額とする。 （略）	（略）	（略）	（略）	離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に303千円を乗じた額とする。 （略）	（略）	（略）	（略）
産科医療機関施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）	産科医療機関施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
分娩取扱施設施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）	分娩取扱施設施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
死亡時画像診断システム等施設整備	１施設当たり （1）死亡時画像診断室整備の場合39,427千円 （2）解剖室整備の場合	（略）	（略）	（略）	死亡時画像診断システム等施設整備	１施設当たり （1）死亡時画像診断室整備の場合36,608千円 （2）解剖室整備の場合	（略）	（略）	（略）

別　紙

改正後					現行				
事業	97,856 千円				事業	90,860 千円			
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2) に限り 1 施設当たり 2,174 千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積 1 ㎡当たり 基準単価 21.4 千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積 1 ㎡当たり 基準単価 20.7 千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積 1 ㎡当たり 基準単価 25 千円 (4) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 32 条適用設備 対象面積 1 ㎡当たり	(略)	(略)	(略)	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2) に限り 1 施設当たり 2,019 千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積 1 ㎡当たり 基準単価 19.9 千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積 1 ㎡当たり 基準単価 19.2 千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積 1 ㎡当たり 基準単価 23.2 千円 (4) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 32 条適用設備 対象面積 1 ㎡当たり	(略)	(略)	(略)

別　紙

改正後					現行				
	基準単価 24.3 千円 自動火災報知設備を新設する場合 １施設当たり 1,130 千円	（略）	（略）	（略）		基準単価 22.6 千円 自動火災報知設備を新設する場合 １施設当たり 1,050 千円	（略）	（略）	（略）
南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	へき地医療拠点病院 304,527 千円	（略）	（略）	（略）	南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	へき地医療拠点病院 282,755 千円	（略）	（略）	（略）

別　紙

改正後					現行				
	へき地診療所 17,458 千円	（略）				へき地診療所 16,210 千円	（略）		
院内感染対策施設整備事業	１室当たり 14,546 千円とし、空調設備(空気清浄度クラス１万以上)を整備する場合は 33,105 千円を加算する。	（略）	（略）	－	院内感染対策施設整備事業	１室当たり 13,506 千円とし、空調設備(空気清浄度クラス１万以上)を整備する場合は 30,738 千円を加算する。	（略）	（略）	
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり基準単価　86 千円（ただし 30 mを上限とする。）	（略）	（略）	（略）	医療施設ブロック塀改修等施設	対象の長さ1m当たり基準単価 80 千円（ただし 30m を上限とする。）	（略）	（略）	（略）

別　紙

改正後	現行
（注）１～２　（略） ６（略） ７　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 （１）事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 （２）事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 ア　建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。） イ　建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。） （３）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣に承認を受けなければならない。 ７（４）～15（略）	（注）１～２　（略） ６（略） ７　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 （１）事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 （２）事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 ア　建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。） イ　建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。） （３）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に承認を受けなければならない。 ７（４）～15（略）

別　紙

改正後

別 表　１平方メートル当たり単価表　（単位：円）

施設の名称	種目等	構 造 別	単価
へき地診療所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	183, 400
		ブロック	159, 600
		木造	183, 400
	離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	196, 300
		ブロック	171, 500
		木造	196, 300
過疎地域等 特定診療所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	183, 400
		ブロック	159, 600
		木造	183, 400
	離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	196, 300
		ブロック	171, 500
		木造	196, 300
研修医のための 研修施設		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	273, 000
		ブロック	239, 100
		木造	273, 000
へき地保健指導所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	183, 400
		ブロック	159, 600

現行

別 表　１平方メートル当たり単価表　（単位：円）

施設の名称	種目等	構 造 別	単価
へき地診療所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	170, 300
		ブロック	148, 200
		木造	170, 300
	離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	182, 300
		ブロック	159, 200
		木造	182, 300
過疎地域等 特定診療所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	170, 300
		ブロック	148, 200
		木造	170, 300
	離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	182, 300
		ブロック	159, 200
		木造	182, 300
研修医のための 研修施設		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	253, 500
		ブロック	222, 000
		木造	253, 500
へき地保健指導所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	170, 300
		ブロック	148, 200

別　紙

改正後				現行			
		木造	183,400			木造	170,300
	離島豪雪地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	196,300		離島豪雪地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	182,300
		ブロック	171,500			ブロック	159,200
		木造	196,300			木造	182,300
臨床研修病院		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	273,000	臨床研修病院		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	253,500
		ブロック	239,100			ブロック	222,000
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	244,600	へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	227,100
		ブロック	213,600			ブロック	198,300
	診療棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	273,000		診療棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	253,500
		ブロック	239,100			ブロック	222,000
	医師住宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	183,400		医師住宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	170,300
		ブロック	159,600			ブロック	148,200
		木造	183,400			木造	170,300
医師臨床研修病院研修医環境整備		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	272,700	医師臨床研修病院研修医環境整備		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	253,200
		ブロック	237,800			ブロック	220,800
		木造	272,700			木造	253,200
産科医療機関	診療部門	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	244,600	産科医療機関	診療部門	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	227,100
		ブロック	213,600			ブロック	198,300
		木造	244,600			木造	227,100

別　紙

改正後

	宿　泊 施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	272,700
		ブロック	238,600
		木造	272,700
分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	244,600
		ブロック	213,600
		木造	244,600
	宿　泊 施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	272,700
		ブロック	238,600
		木造	272,700

（注）１～２　（略）

３　離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第１項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第４条第１項及び　沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第３号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。

現行

	宿　泊 施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	253,200
		ブロック	221,500
		木造	253,200
分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	227,100
		ブロック	198,300
		木造	227,100
	宿　泊 施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	253,200
		ブロック	221,500
		木造	253,200

（注）１～２　（略）

３　離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第１項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第４条及び　沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第３号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。

別　紙

改正後	現行
第１号様式（略）～第７号様式（略）	第１号様式（略）～第７号様式（略）